

2025年10月

このパンフレットには別冊で「重要事項のご説明」があります。あわせてご覧ください。

# 外国人研修生総合保険のご案内

外国人研修生総合保険は、海外旅行傷害保険（外国人研修生特約等セット）および団体総合生活補償保険（日常生活賠償特約、本人のみ補償特約（賠償責任補償特約用）セット）で構成されています。



## 代理店・扱者（お問合わせ先）

### 株式会社 国際研修サービス

〒108-0014 東京都港区芝四丁目13番2号 田町フロントビル5階

TEL:03(3453)3700 FAX:03(3453)3703

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社／損害保険ジャパン株式会社  
東京海上日動火災保険株式会社／あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

公益財団法人 国際人材協力機構（JITCO）

# 外国人研修生総合保険

## 1 はじめに

2010年7月に外国人研修生・技能実習生の保護充実を内容とした改正入管法が施行され、新たに在留資格「技能実習」が創設されましたが、国の機関、JICA等公的機関が実施する実務研修や実務を伴わない非実務のみの研修は、在留資格「研修」で入国・在留することができます。

そこで、外国人研修生専用の外国人研修生総合保険をご用意させていただきましたので、ご加入の方ご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

## 2 保険契約者・保険加入者・被保険者

保険契約者：公益財団法人 国際人材協力機構

保険加入者：受入機関

被保険者(保険の対象となる方)：研修生（「研修」の在留資格をもって入国・在留するもの）

## 3 補償内容

外国人研修生総合保険は、労災保険等が適用にならない研修期間中に生じる傷害または疾病、賠償事故に備える保険です。

### この保険は次の保険金をお支払いします（概要）

■ 急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、病気を補償します。

#### ■ 治療費用保険金

(責任期間中に発生した  
事故日からその日を含めて  
180日以内に要した費用)



#### ■ 疾病治療費用保険金

(責任期間中に発病した  
病気で、治療を開始した  
日からその日を含めて  
180日以内に要した費用)



#### ■ 死亡・後遺障害保険金

(責任期間中に発生した事故日から  
その日を含めて180日以内に死亡した場合  
もしくは後遺障害が生じた場合)



#### ■ 疾病死亡保険金

(責任期間中に病気で  
死亡した場合)

#### ■ 日常生活賠償保険金

過って、他人の物を壊したり、  
他人をケガさせたりして、法律  
上の損害賠償責任を負担したと  
きにお支払いします。



ただし、職務遂行に基づく損害賠償や研修生の居室など、他人から借りたり預かったりしている物に対する  
損害賠償、自動車・バイク・電動キックボードによる  
損害賠償を除きます。 **（示談交渉サービス付）**

#### ■ 救援者費用等保険金

病気またはケガに  
より死亡したり、  
危篤状態となった  
ときなどに、現地  
までの親族等の渡  
航費用等をお支払  
いします。



（注）傷害および疾病的治療費用については、保険金額を上限に、病院などに直接支払った自己負担額  
が保険金お支払いの対象となります。詳細は後記「外国人研修生総合保険 補償の詳細」をご確認  
ください。

## 保険金をお支払いしない主な場合

■妊娠・出産・  
流産・早産  
およびこれらに  
起因するケガや病気



■虫歯・親知らず等の  
歯科疾病

ただしケガによる  
歯科治療を除きます。



いずれの傷病も死亡・危篤状態となった場合は、救援者費用等保険金のお支払いの対象となります。

(注) 保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「6. 外国人研修生総合保険 補償の詳細」をご確認ください。

## お支払い例のご案内

■ 地震によるケガの治療や死亡に対しても補償します。

地震で倒れたタンスの下敷きになってケガをしたり、大地震で社員寮が倒壊し亡くなられた場合、治療費用保険金や死亡保険金をお支払いします。

■ 自転車運転中の交通事故に伴う賠償金もお支払いします。

〈お支払いの例〉

被保険者が自転車で走行中に、前方不注意で歩行者（60才）と衝突。歩行者は転倒して前歯を折り、腰を強打し全治6か月のケガ。入院加療中の休業損害も発生。

被害者（歩行者）の治療費（200万円）・通院交通費（10万円）・休業損害（80万円）・慰謝料（80万円）で総額約370万円をお支払いしました。

## 4 保険金額・保険料

標準的なタイプをお示ししております。下記以外の保険期間でもご加入いただけますので、株式会社国際研修サービスにご相談ください。

加入 タイプ	保 険 金 額				保 険 料				
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者 費 用	保険期間 4か月	保険期間 7か月	保険期間 13か月
死 亡・後遺障害		治 療 費 用	死 亡	治 療 費 用					
Aタイプ	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	4,490円	6,840円	11,400円
Bタイプ	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円			5,060円	7,770円	13,020円
Cタイプ	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円			6,010円	9,320円	15,720円
Dタイプ	700万円	300万円	700万円	300万円			10,310円	15,480円	25,460円
Eタイプ	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円			10,880円	16,410円	27,080円
Fタイプ	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円			11,830円	17,960円	29,780円

(注) 保険料は、ご加入の被保険者数や保険金支払い状況により変更される場合があります。

## 5 ご契約方法とご加入手続き

### (1) ご契約方法

#### ■保険期間（保険に加入する期間）の設定の仕方

●外国人研修生総合保険は、「研修」の在留資格を有する期間を補償の対象としているため、研修予定期間に応じて、保険期間を設定します。

保険期間の設定につきましては、母国を出国してから日本へ入国するまでの移動期間等を考慮して、保険期間が不足しないように、研修予定期間に1か月の余裕を設けて設定することをおすすめいたします。

(注) 補償は始期日の午前0時から始まり、終了日の午後12時までとなります。

## △重要

### ■外国人研修生総合保険・保険責任期間（補償の対象となる期間）のご説明

- 設定された保険期間において、この保険にて保険会社が支払責任を負う期間（補償の対象となる期間）は以下のとおりです。

(注) 設定した保険期間内でも、保険責任期間に含まれない場合は、補償の対象となりません。

#### 保険責任期間

被保険者が研修の目的をもって、母国等からの出国手続きを終了したときから、日本国における研修を終了し、母国等への帰国手続きを終了するまでとなります。

ただし、以下に該当する場合は、母国等への帰国手続きを終了する前でも保険責任期間は終了します。

- (a) 被保険者証明書記載の保険期間の末日（＝帰国予定日）の午後12時において、帰国手続きが終了していない場合は、保険期間の末日の午後12時をもって終了します。  
ただし、帰国手続きが保険期間の末日の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず、次の事由のいずれかによって遅延した場合は、保険責任の終期はその事由により帰国手続きが通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度に延長されます。  
①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機・船舶・車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休  
②交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能  
③被保険者が治療を受けたこと  
④被保険者が乗客として搭乗している交通機関または入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束、被保険者の誘拐等（本事由についての延長期間は72時間に限らず、被保険者が解放され正常な旅行行程につくまでに要した時間だけ延長されます。ただし、帰国手続きを終了したときまたは当初予定していなかった目的地に向けて出発した時のいずれか早い時までとします。）
- (b) 保険期間の末日より前に研修の在留期間が満了した場合は、その時点で保険責任は終了します。  
ただし、研修を終了し、在留期間満了前に日本国を出国していた場合は、母国等への帰国手続きを終了するまでとなります。
- (c) 研修の在留期間が満了する前であっても、保険期間の末日より前に研修が終了しないまま被保険者が日本国から出国した場合には、その時点において保険責任は終了します。  
ただし、被保険者が再入国許可（みなしこよせき）を得て出国した場合には、出国の日の後30日間は保険責任は継続し、また、日本への再入国後も保険責任は継続します。出国の日の後30日間を過ぎた後に再入国した場合は、保険への再加入手続きが必要です。

## (2)ご加入手続き

### ■加入依頼書の提出

下記のいずれかの方法によりお申し込みください。

#### ①メールでの加入申込

株式会社国際研修サービスのホームページ（<https://k-kenshu.net/>）より加入依頼書をダウンロードいただき加入内容を入力（捺印不要）のうえhoken@k-kenshu.co.jpにご送付ください。

#### ②書面での加入申込

『保険加入依頼書』に必要事項を記入し、ご捺印のうえ株式会社国際研修サービスに郵送願います。

(注)『保険加入依頼書』にご記入の際は、記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

### ■保険料のお支払い

保険料は母国等からの出国日が確定し、出国するまでに公益財団法人 国際人材協力機構の下記指定口座にご送金ください。誠に恐れ入りますが振込手数料は貴社にてご負担願います。

払込先銀行	みずほ銀行 東京中央支店	三井住友銀行 東京公務部
普通預金口座	2883107	900809
受取人	ザイ)コクサイジンザイキヨウリヨクキコウ ホケンリヨウグチ	ザイ)コクサイジンザイキヨウリヨクキコウ

## 注意

#### ●出国日確定通知および入国資格欠格者通知書のご提出

研修生の母国等からの出国日が確定し、入国が確認できたときには、『外国人研修生総合保険加入通知書』に出国日他必要事項を記入し、すみやかに株式会社 国際研修サービスに通知していただきます。

#### ●保険責任の開始日

加入手続以降、保険加入者が保険契約の締結時に定めた保険期間開始時から保険責任が開始します。

ただし、保険料の振込手続が済んでいないければ保険責任は開始しません。

(注)保険料の振込手続が遅れた場合は、着金日より保険責任は開始します。

#### ●被保険者証明書の発行

研修生各人に『被保険者証明書』を発行します。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

## 6 外国人研修生総合保険 補償の詳細

### 補償重複との表記がある保険金についてのご注意

被保険者またはその家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、保険金の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

### 他の保険契約との表記がある場合の取扱いについて

他の保険契約等がある場合、保険金の種類によりお支払いする保険金の取扱いが次のとおりとなります。

#### お支払いする保険金の額

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額<sup>(\*)1</sup>の合計額が、損害の額もしくは費用の額<sup>(\*)2</sup>を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額<sup>(\*)1</sup>

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額もしくは費用の額<sup>(\*)2</sup>から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額<sup>(\*)1</sup>を限度とします。

(\*)1 他の保険契約等がないものとして算出した支払すべき保険金または共済金の額をいいます。

(\*)2 それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

※印を付した用語については、7ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	責任期間 <sup>*</sup> 中の事故によるケガ <sup>*</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 <b>注</b> 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ <sup>*</sup> ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
	責任期間 <sup>*</sup> 中の事故によるケガ <sup>*</sup> のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 <sup>*</sup> が生じた場合	後遺障害 <sup>*</sup> の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 <b>注1</b> 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 <b>注2</b> 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 <sup>*</sup> の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 <b>注3</b> 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 <b>注4</b> 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●自動車等 <sup>*</sup> の無資格運転、酒気帯び運転 <sup>*</sup> または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気 <sup>*</sup> または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療 <sup>*</sup> によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 <sup>*</sup> 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 <sup>*</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 <sup>*</sup> のないものなど
傷害補償条項	責任期間 <sup>*</sup> 中の事故によるケガ <sup>*</sup> のため、治療 <sup>*</sup> (義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合	被保険者が現実に支出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故(疾病治療費用保険金の場合は、保険金をお支払いする場合の病気の発病と同等のその他の病気の発病)に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生の日(治療費用保険金の場合)または治療 <sup>*</sup> を開始した日(疾病治療費用保険金の場合)からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 <sup>*</sup> ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気
	補償重複 他の保険契約等	A.診療関係、入院 <sup>*</sup> 関係の費用 イ.義手、義足の修理費用(治療費用保険金のみ対象) ウ.入院により必要となった次の費用(1回の事故または1疾病 <sup>*</sup> につきウエを合計して10万円限度) A.交通費 B.治療のための通訳雇入費 C.国際電話料等通信費 D.身の回り品購入費(3万円限度) エ.通院により必要となった交通費(1回の事故または1疾病につきウエを合計して10万円限度) オ.救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 カ.病院・診療所に専門医師がないまたはその病院・診療所での治療が困難なことにより、他の病院・診療所へ移転するための費用	●妊娠、出産、早産または流産による病気 ●歯科疾病(虫歯や歯冠・歯根・歯肉に関する疾病) ●戦争、その他の変乱 <sup>*</sup> 、暴動による病気(テロ行為による病気は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 <sup>*</sup> 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 <sup>*</sup> のないもの(疾病治療費用保険金の場合)
海外旅行傷害保険	責任期間 <sup>*</sup> 中の事故によるケガ <sup>*</sup> のため、治療 <sup>*</sup> (義手、義足の修理を含みます。)を受けられた場合	①「責任期間 <sup>*</sup> 中に発病 <sup>*</sup> した病気 <sup>*</sup> 」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。)」を直接の原因として、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療 <sup>*</sup> を開始された場合 ②責任期間中に感染した所定の感染症 <sup>*</sup> のため、責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始された場合	●ピッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登攀を行っている間に発病した高山病など
	補償重複 他の保険契約等	補償重複 他の保険契約等	など
疾病治療費用補償条項	①「責任期間 <sup>*</sup> 中に発病 <sup>*</sup> した病気 <sup>*</sup> 」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。)」を直接の原因として、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療 <sup>*</sup> を開始された場合 ②責任期間中に感染した所定の感染症 <sup>*</sup> のため、責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始された場合	〈日本国内における治療の場合にご注意ください。〉柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、ケガの部位や程度に応じ、医師 <sup>*</sup> の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゆう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。 <b>注</b> 保険金のお支払額は、1回の事故および1疾病につき、それぞれ、治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額が限度となります。	●ピッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登攀を行っている間に発病した高山病など
	補償重複 他の保険契約等		

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病死亡危険補償条項	疾病死亡保険金	<p>①責任期間中に病気<sup>*</sup>のため、死亡された場合</p> <p>②「責任期間中に発病<sup>*</sup>した病気」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。)」のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療<sup>*</sup>を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。</p> <p>③責任期間中に感染した所定の感染症<sup>*</sup>のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。	前ページ「疾病治療費用保険金」の保険金をお支払いしない主な場合と同じ
海外旅行傷害保険	救援者費用等保険金	<p>救援対象者<sup>*</sup>が次の①～④のいずれかに該当したことにより、被保険者<sup>(*)1</sup>が費用を負担された場合</p> <p>①次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任期間<sup>*</sup>中に被ったケガ<sup>*</sup>または責任期間中の自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</li> <li>・病気<sup>*</sup>または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合</li> <li>・責任期間中に発病<sup>*</sup>した病気のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療<sup>*</sup>を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。)</li> <li>②責任期間中に救援対象者が危篤<sup>(*)2</sup>となつた場合</li> <li>③責任期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明もしくは遭難した場合または山岳登攀<sup>(*)3</sup>中に遭難された場合</li> <li>④責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</li> </ul> <p>(*1)この補償条項により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族<sup>*</sup>をいいます。</p> <p>(*2)重傷または重病のため生命が危く予断を許さない状態であると医師<sup>*</sup>が判断した場合をいいます。</p> <p>(*3)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</p> <p><b>補償重複</b> <b>他の保険契約等</b></p>	<p>被保険者が負担された次のア～カの費用のうち社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>ア.遭難した救援対象者<sup>*</sup>の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ.救援者<sup>*</sup>の現地<sup>*</sup>までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで)<sup>(*)1</sup></p> <p>ウ.救援者の現地および現地までの行程での宿泊施設<sup>*</sup>の客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで)<sup>(*)1</sup></p> <p>エ.治療<sup>*</sup>を継続中の救援対象者を現地から移送する費用<sup>(*)2</sup></p> <p>オ.遺体の移送費用</p> <p>カ.諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者もしくは救援者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費、救援対象者の遺体処理費等をいいます。)(20万円限度)<sup>(*)3</sup></p> <p>(*1)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の④の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。</p> <p>(*2)救援対象者が戻りしを受けた帰国のための運賃または救援対象者が負担することを予定していた帰国のための運賃や、治療費用保険金・疾病治療費用保険金の「保険金のお支払額」ア.イ.オ.カで支払われるべき費用については除きます。</p> <p>(*3)治療費用保険金・疾病治療費用保険金の「保険金のお支払額」ウ.エで支払われるべき費用については除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、救援対象者<sup>*</sup>または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用(自殺行為により死亡された場合は保険金をお支払いします。)</li> <li>●自殺行為(死亡された場合には保険金をお支払いします。)、犯罪行為または闘争行為による費用</li> <li>●自動車等<sup>*</sup>の無資格運転・酒気帯び運転<sup>*</sup>(いずれも死亡された場合には保険金をお支払いします。)または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用</li> <li>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群<sup>*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>*</sup>のないものによる費用</li> </ul> <p>など</p>
団体総合生活補償保険	★日常生活賠償特約 ☆本人のみ補償特約 (賠償責任補償特約用) セット	<p>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等<sup>(*)1</sup>を運行不能<sup>(*)2</sup>にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア.本人の居住の用に供される住宅<sup>(*)3</sup>の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(注)被保険者の範囲は、次のとおりです。 本人(本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者<sup>*</sup>および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。)</p> <p>(*1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>(*2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(*3)敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p><b>補償重複</b> <b>他の保険契約等</b></p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことによる代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(0円)</p> <p>(注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受け保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害</li> <li>●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> <li>●被保険者と同居する親族<sup>*</sup>に対する損害賠償責任</li> <li>●被保険者の使用者が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>●自動車等<sup>*</sup>の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動による損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> <p>など</p>

●この契約には「戦争危険等免責に関する一部修正特約」(海外旅行傷害保険)および「条件付戦争危険免責に関する一部修正特約」(団体総合生活補償保険)が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

この契約には「制裁等に関する特約」がセットされているため、引受保険会社が保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行うことにより、次の制裁、禁止、規制または制限を受けるおそれがある場合は、いかなる場合も、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行いません。

①国際連合の決議に基づく制裁、禁止、規制または制限

②欧州連合、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁、禁止、規制または制限

③①または②以外の制裁、禁止、規制または制限

●本人のみ補償特約(賠償責任補償特約用)がセットされているため、日常生活賠償保険金の被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。

●海外旅行傷害保険にはそれぞれ以下の特約がセットされています。

外国人研修生特約・感染症追加補償特約

#### ※印の用語のご説明

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●「医師」とは、被保険者<sup>(\*)</sup>が医師である場合は、被保険者<sup>(\*)</sup>以外の医師をいいます。

(\*)救援者費用等補償条項の場合は、救援対象者<sup>\*</sup>とします。

●「1疾病」には、合併症および続発症を含みます。

●「救援者」とは、救援対象者<sup>\*</sup>の搜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地<sup>\*</sup>へ赴く救援対象者の親族<sup>\*</sup>(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。

●「救援対象者」とは、被保険者証明書記載の被保険者をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは「事故が突然的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」等を意味します。

「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状<sup>(\*)</sup>を含みます。

(\*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

●「現地」とは、事故発生地または救援対象者<sup>\*</sup>の収容地をいいます。

●「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見<sup>\*</sup>のないものを除きます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「宿泊施設」とは、ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。

●「所定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹(しん)チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デンゲ熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハントウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニバウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。(感染症追加補償特約をセットしています。)

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者<sup>\*</sup>および3親等内の姻族をいいます。

●「責任期間」とは、被保険者や救援対象者が研修の目的をもって国籍国等(国籍または住所を有する国をいいます。)からの出国手続を終了してから、日本国における研修を受けた後、国籍国等(国籍または住所を有する国をいいます。)への帰国手続を終了するまでをいいます。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師<sup>\*</sup>が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方。ただし団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約セット)の場合は戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「発病」とは、医師<sup>\*</sup>の診断による発病をいいます。

●「病気」とは、ケガ<sup>\*</sup>以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等<sup>\*</sup>を運転することをいいます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

#### ■ご加入の際のご注意

①この保険は、公益財団法人 国際人材協力機構を保険契約者とし、各受入機関を保険加入者、研修生を被保険者とする海外旅行傷害保険・団体総合生活補償保険包括契約です。加入者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人 国際人材協力機構が有します。

なお、研修生専用の保険ですので、研修生以外は加入することができません。

②この保険はパンフレット表紙記載の保険会社による共同保険であり、幹事会社(三井住友海上)が他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社は次のとおりです。(なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。)

三井住友海上(契約幹事会社)、東京海上日動火災、損害保険ジャパン(査定幹事会社)、あいおいニッセイ同和

③株式会社 国際研修サービスは、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、株式会社 国際研修サービスにお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

④このパンフレットは「海外旅行傷害保険(外国人研修生特約等セット)」および「団体総合生活補償保険(日常生活賠償特約セット)」の概要についてご説明したものです。詳細につきましては、海外旅行傷害保険普通保険約款・団体総合生活補償保険普通保険約款・特約および特約書によりますが、ご不明な点がありましたら株式会社 国際研修サービスまたは引受保険会社にお問い合わせください。ご加入に際しては必ず別冊「重要事項のご説明」をよくお読みください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者より被保険者全員にこのパンフレットの内容をご説明いただきますようお願いいたします。

## ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。  
万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。  
内容をよくご確認いただき、加入依頼書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。  
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入依頼書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいているか?

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

\*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

・加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?

\*ご加入いただく保険商品の加入依頼書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

このパンフレットでご説明する補償内容は、特約期間2025年10月1日前0時から2026年9月30日午後12時(外国人研修生総合保険・団体総合生活補償保険)の間に保険責任期間が開始する契約に適用されます。

特約期間とは公益財団法人国際人材協力機構と引受保険会社の間で包括的に引受を行うことを約定した期間をいい、契約締結時に定めます。

ご加入に関することや、事故のご相談につきましては、  
代理店・扱者「株式会社 国際研修サービス」までご連絡ください。

TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**

保険契約者となって保険制度を運営する窓口【団体窓口】

**公益財団法人 国際人材協力機構**

T 108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11.12階 TEL 03(4306)1100 (代表)  
FAX 03(4306)1112